

「博物館資料」論（下）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館 公開日: 2022-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000472

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



「博物館資料」論 (下)

松尾 芳樹

目次 (抄録は前号に収録)

はじめに	(上)
1 : 「資料」とは何か	(上)
2 : 「博物館資料」とはなにか	(上)
3 : なぜ博物館は「資料」を収蔵するのか	
おわりに	

主要項目 ; 博物館 図書館 文書館 博物館学 博物館資料論 博物館法
I C O M (国際博物館会議)

A Study of Museum Objects (Part II)

MATSUO YOSHIKI

(The summary appears on the last issue.)

Key term; museum, library, archives, theory of museum object, museum legislation,
mueology, ICOM = International Council Of Museums

3 : なぜ博物館は「資料」を収蔵するのか

博物館資料は、たとえ科学的、慣習的裏付けがあったとしても、意図的に収集された「資料」である。それは、人の認識を拡張するために意図されたものといってよい。人は、未だ足を踏み入れたことのない地域や空間を知り、日常出会い難い感情を経験し、決して訪れることのできない過去や未来を知ることによって、現実に拘束された現在を拡張するのである。これが、博物館を社会教育施設と考える理由であり、知的アミューズメント施設と見なす要点といえる。

博物館の基本的な構成要素が、「資料」と施設と人によって成立していることは周知のことである。「資料」と施設のみならば蔵であり、「資料」と人のみならばコレクションであり、施設と人のみならばギャラリーである。これらが、博物館の機能の一部を具体化しながら、博物館とは違った社会的役割を果たしているのは、むしろ博物館の成立要件を際立たせるものといえよう。博物館の機能として、調査

研究、収集、整理保存、教育普及の四つを挙げることがある。これらはすべて博物館の持つ「資料」を資源とした人の行為である。だから、博物館の骨格と肉体に喩えられる両者は、そのまま博物館の質に大きな影響を及ぼすことになる。

博物館資料という語は、博物館法の定めに従って、博物館に収集保存される資料のことと理解⁽¹⁾されやすいが、これは属性に基づく定義にはあたらない。この語が属性を示すのか、状態を示すのかという認識の混乱は、「資料」論の立場から博物館資料を捉えていないために生まれる。博物館の示す科学的成果を背景とした価値観への信頼が、博物館の内と外を強く意識させるが、価値の多様性はまた評価者の多様性でもある。博物館の把握する価値が、「資料」の一部にしか反映しないとしたら、博物館自らが多様な価値に歩みよるほかない。「資料」の収集は、博物館が外部の新しい価値を吸収する行為でもある。博物館の収集は、自らの外に博物館資料としての属性を有する「資料」を探索する活動であり、その逆は認識の錯誤である。

では、なぜ博物館は「資料」を収蔵するのであろうか。その理由を考えてみたい。

物理的な存在である「資料」は、「モノ」である以上、発生直後に変化がはじまり、その原形は失われてゆく。残存数が少なく入手が難しいものであるほど、代替不能性を考慮すれば、事前に確保する必要が生まれる。社会教育施設が「資料」を収集するのは、閲覧を約束する行為といってよい。そして、「資料」は属性に応じて、自ずから閲覧に方式を生むことになる。博物館の閲覧制限は「資料」の性質に対する理解の表現である。

例えば、「資料」の価値が記述性の強い場合、情報化して代替資料を作成し、これを利用に供することで利用者の目的が達成されることも多く、「資料」がかならずしも閲覧の場に存在しなくてもよい。いかえれば、「資料」の存在は内容を証明する担保にすぎない。一方、「資料」の価値に非記述的性格が強い場合、閲覧者自身が「資料」を解釈する枠組みを持つため、価値の一部しか伝達できない代替資料の利用は一般的に難しく、利用は直接の閲覧とすることが多い。「資料」は閲覧の場に存在することに意味があり、施設が担保するのは直接閲覧の環境を設定することである。こうした「資料」は、価値を直線的に伝達することが難しく、「モノ」そのものによる価値の表現以外に伝達の術がない。そのため、「資料」の所蔵要求もより高くなる傾向がある。一般的意味での情報の伝達は成立しない。

「資料」が物理的存在である以上、規格化の可能性は、整理や出納など具体的活動を規制する要素となり、収集にも移動性や所有の限界が考慮される。従って、「資料」の材質形態に一定の範囲が設け

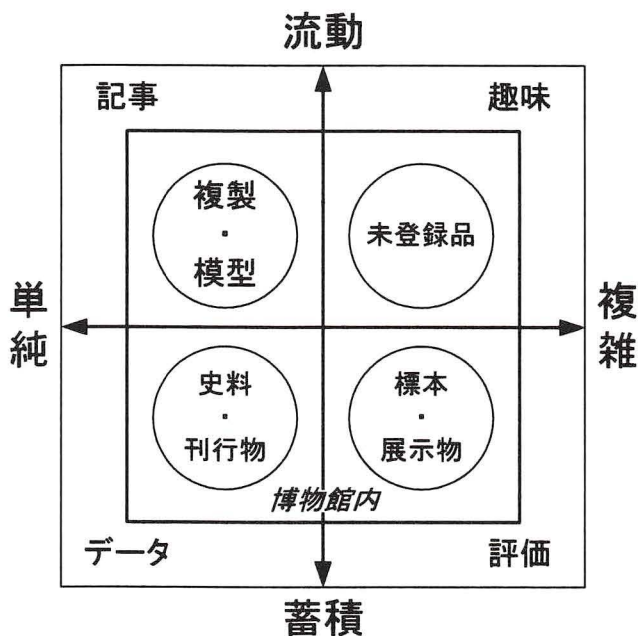


図3: 博物館における情報特性と資料モデル

られる図書館・文書館と、多様な「資料」を扱う博物館では、異なる認識を持たざるを得ない。非記述的性格の強い価値を持つ「資料」の利用になじむ現在の博物館の制度が、物理的収集に多大の労力を費やすのは、所蔵を前提として成立する価値に、独自の理解と認識が要求されるためである。

その博物館資料に対して、一次資料と二次資料という区分を説明することが多く、「博物館資料論」では、資料分類の問題と共に、その区分が議論の分かれるところである。これは、他に直接資料と間接資料とか、実物資料と記録資料などと呼ばれたりするが、博物館法の記述によって広く認識されているものとみるべきだろう⁽¹²⁾。一見、一次資料は「モノ」そのものであり、二次資料は「モノ」に関わる情報の記述であるように見えるが、両者の属性について、定説は設けられておらず、曖昧さは避けられない。博物館の「資料」全体をこの二つの資料に分類する見識がある一方で、「資料」の概念を「モノ」にのみ該当させることで、全ての「コト」系資料を情報一般として別処理する見識が存在する⁽¹³⁾。

一次資料は非記述的性格が強い価値を持ち、それらは複合的多層的な構造を持つものと考えられる。一般的に代替品は得にくい。これらは展示にあっては中心的役割を果たし、そこに示される価値は利用に関わらず存在するので、情報ストックとみなされる。従って、博物館の「資料」が基本的にこの区分に属することは明白だろう。

では、二次資料とは何を指すのだろうか。慣習では、刊行物などの文献や写真を含む史料、複製及び模型などを該当させているので、図式からいえば、記述的性格が強く、多義性の低い内容を持つものを示すと考えなければならない。つまり、情報的な内容を持つものである。これらは、展示にあっては補助的役割が多く、展示や研究上の要求を受けて所蔵される。館内に明確な位置を約束されにくく、情報フローとみなされやすい。言い替えば、一次資料は収集することに意味があり、二次資料は利用することに意味がある資料ということになる。

しかし、二次資料といいながら、図書館や文書館の制度において中核的「資料」となるものや、明確な物性を持つ複製や模型をこの範疇に含むのは「資料」論の観点から、いかにも整合性を欠く。こうした曖昧さは、博物館が扱う「資料」の多様さによるところが大きいが、背景には「資料」と博物館資料の混乱がある。すでに述べたとおり「資料」とは物理的な「モノ」である。価値を表現する物理的存在は「資料」としてよい、その一方で、情報それ自身は「資料」になりえない。だから、情報を管理することと、「資料」を管理することは区別されねばならないのである。この一次資料二次資料という用語に発生している議論は、「資料」自身をめぐる問題ではなく、情報の利用形態と資料管理の問題といえる。

利用を前提とした情報の管理を考えるなら、二次資料などという曖昧な術語を用いず、データベース⁽¹⁴⁾・図書館・文書館の諸制度を博物館の中に取り入れればよい。博物館法の中の区別より、「資料」論の中での整合性を重視すべきだろう。

図3に示したように、物を所蔵する博物館の内外には、様々な情報が存在する。その中で、博物館は、物理的な存在である「資料」を所蔵し、資料のもつ多様な情報の保存継承に努めるのである。「資料」は情報の特性からすれば、単純流動的なものから複雑蓄積的なものへと変化する傾向がある。時間は、物理的な劣化をもたらすが、情報的には価値を加重することが多い。従って、二次資料とされる製作物や史料が歴史の中で価値を加え、一次資料となることは珍しくなく、意外に両者の垣根は低い。

博物館が情報を収集し伝達する機関と見る趣旨は、極めて正しい。だが、それはメディアとしての「資料」を通して行くとともに本義がある。非記述的な価値を持つ資料にとって、代替物が得がたいと

いう現実には、決定的な意味を持ち、膨大な情報を移転記録することの難しさが、「資料」の所蔵を要求するのである。情報はかならずしも教育的とはかぎらないし、美的であるともかぎらない。また、「資料」に期待される情報は、技術の革新や意識の変化により、増大し変化するので、一旦記録され解明されたように見えても、やがて重層的に新たな記録が加えられることになる。博物館において蓄積される「資料」の情報は、時の価値観の中で記述される。だからこそ、現在の知性は、将来開発されるであろう高度な技術や、新しい価値観によって生まれる情報の可能性に向けられなければならない。博物館に求められているのは、その評価を記述する情報の加工や蓄積以上に、「モノ」そのものの存在を確保することである。

おわりに

利用可能な物理的存在で何らかの評価を受けたものが「資料」である。これらは社会の中で様々な形式を以って収蔵されるが、公的な機関は人々への公開を前提として、資料の性質に従った個別の制度を成立させている。「資料」は原則的に代替が難しく、施設が閲覧を確保するためには、その収蔵に努めることになる。特に「資料」が非記述性の強い複合的な価値を持つ場合、資料の直接閲覧を前提としつつ、その保全を目的とした閲覧方式をとる博物館に適応するものとなる。「資料」を運用する制度を決定するのは物理的形式と価値の形式である。これは今後、博物館から新たな制度を分化する場合にも判断の基準となる項目である。

かつて「これは博物館行きだ」といわれた時、そこにつきまとうのは、無用なもの、必要のなくなったもの、過去の遺物という印象である。しかし、博物館が、ほこりにまみれた資料の山積された黴臭い場という認識は、近年の日本では急速に減少している。その代わりに増加したのは、明るく教科書のように整然とした展示とレクチャーサービスである。それは普及技術の進歩によって博物館そのものがマニュアル化された結果といえなくもない。その一方で、実際の館運営は企画展をはじめとする普及事業に振り回され、ボランティア制度の運用など多くの努力にも関わらず、なかなか地域や社会との結びつきを獲得できないでいる。

しかも、こうした教育普及に関わる現場はましなほうで、目立たないうえに経費のかかる保存収集に関する動きの鈍さはさらに深刻である。収蔵庫不足は慢性的であり、その一方で、あるべき「資料」は不足がちである。新しい発見が、埃にまみれた過去の遺物から生まれるためには、埃に埋もれた「資料」の山を築くことが先ず必要であることをいま一度思い起こすべきであろう。現今の博物館の経済基盤の弱さは、ストックの活動よりフローの活動に目を向ける傾向を強くするが、実際に「資料」のストックを築けない博物館は、どのようにして未来の発見を生み出せばよいのか、大きな課題としなければならない。それは、未来の人々への奉仕を考える行為なのである。

「資料」が遺るのは、誰かがまず初めにその価値を認め、保存の努力をした結果であって、いかなる価値も初めから多数の共感を得ることはない。収集は、価値の発生に伴う根源的行為である。価値の低いものを「資料」と誤ることと、「資料」を価値のないものと混同することは、どちらも博物館の忌むべき行為であるが、責務に対する事故率が容認されていると考えなければ、博物館の存在そのものが確立したとはいいがたい。発見を生むためには、まず「資料」がなければじまらないのである。収集がマニュアル化されることの是非は問わないが、そのマニュアルの中にどのように幅広い価値を容認するしくみが含まれているかは、問われなければならない。

「モノ」には絶対的な意味がある。人がそこに相対的な意味を与えて「資料」とし、博物館を通して社会に提示する過程を研究対象とするのが、博物館資料論の骨子とするなら、これは、博物館の中核に置かれるべき思考である。そこに働く専門職員は、大学や研究所でもできる情報の加工や、ゼミナール型教育活動以上に、「資料」が眼前に存在することに強い関心を抱かなければならない。博物館を、単なる社会教育施設という認識の中に止めず、そこが、文化の語り部となる「資料」を後世に伝える、最後の砦であることを自覚すべきだろう。

注

- (11)「博物館法」第2条第3項に「この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。」とある。段木一行氏が指摘したとおり（『博物館資料論と調査』p.5）そこには、評価という視点が欠けており、青木豊（「新版・博物館学講座 第5巻」p.7）、有本修一（「博物館資料論」p.1）、大堀哲（「博物館学教程」p.67）ら、博物館資料論を展開する論者は、これに調査研究の評価を提示することを加えている。
- (12)昭和48年に文部省が告示した「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に明記されているのが代表的な見解であろう。第6条の第1項に「博物館（動物園、植物園及び水族館を除く。）は実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。」とあり、第4項に「博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。」と記している。本来展観に供する博物館資料とその他の所蔵品を区別する意図であったと思われるが、資料という語に対する認識が曖昧であったため、混乱を生むことになった。
- (13)前者の考えを示す例に加藤有次「博物館学総論」（前掲）、青木豊「新版・博物館学講座 第5巻」（前掲）p.13があり、後者の考え方に倉田公裕「新編博物館学」（前掲）p.160がある。
- (14)データベースは、規格化した情報をコンピュータによって管理し、検索性と複製性を向上させた制度である。本来、特定の研究や業務のために開発利用されていたが、近年、社会教育制度として急速に可能性を拡大している。図書館や博物館などでも利用されているため、混乱しやすいが、他の施設、機関から独立して運営できるので、別個の制度と見るのが正しい。インターネットの普及によって、データベースの認知度は高くなり、プロデューサ、ディストリビュータとも、有償無償、民営官営入り交じり、様々な検索サービスが生まれている。文化財に関するデータベースは必ずしも豊かとはいえないが、海外には、歴史を持つフランスの「JOCONDE」やカナダの「CHIN」などがある。日本でも文化庁が美術館・博物館の収蔵品を対象とした「共通索引システム」の試行を開始しているが、未だ発展途上といわざるをえない。このことは、国立情報学研究所の「WEBCAT」などで、国内で稼働中のOPAC類と比較することで、その有益性の評価が理解される。博物館との連携でいえば、本来別個の制度でもあり、連携するための束縛は避けがたく、データベースの構築に明確な目的意識が必要といえる。今後は、ネットワークによるデータベースシステムを用いて、諸制度を横断的に利用する可能性が期待される。